

千葉県議会委員会傍聴規程（平成二十年三月二十八日議会告示第一号改正）

〔沿革〕平成二八年二月一六日議会告示第二号、令和八年三月三十一日議会告示第三号（趣旨）

第一条 この規程は、千葉県議会委員会条例（昭和三十一年千葉県条例第二十号）第二十一条第三項の規定により、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席）

第二条 傍聴席は、一般席、報道関係者席及び議員席に区分する。

2 一般席の定員は、原則として、議会運営委員会以外の委員会にあっては二十人とし、議会運営委員会にあっては十五人とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要と認めたときは、一般席の定員を変更することができる。

（一般傍聴の受付）

第三条 一般席における傍聴（以下「一般傍聴」という。）の受付は、委員会の開会時刻の三十分前から行う。ただし、これにより難い場合は、別に委員長が定める時刻から行う。

2 一般傍聴を希望する者は、傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴整理券の交付を受けなければならない。

3 一般傍聴を希望する者は、二以上の傍聴整理券の交付を受けることができない。ただし、現に交付を受けている傍聴整理券を返却し、又は次条第一項に規定する委員会傍聴証の返却を行った場合は、新たな傍聴整理券の交付を受けることができる。

4 委員会の開会時刻の十五分前に一般傍聴を希望する者が定員を超える場合にあってはくじにより一般席において傍聴できる者（以下「一般傍聴人」という。）を決定する。

5 一般傍聴人の数が定員に達しない場合は、一般傍聴を希望する者のうちから先着順に傍聴できることとする。

（委員会傍聴証）

第四条 一般傍聴人は、傍聴に際し、傍聴整理券と引き換えに委員会傍聴証の交付を受けなければならない。

2 一般傍聴人は、傍聴中、常に委員会傍聴証を着用しなければならない。

3 一般傍聴人は、委員会傍聴証を他人に貸与してはならない。

4 一般傍聴人は、傍聴を終えたときは、速やかに委員会傍聴証を事務局に返却しなければならない。

（報道関係者席における傍聴）

第五条 報道関係者席において傍聴をすることができる者は、千葉県議会傍聴規則（昭和三十七年千葉県議会告示第二号）第七条第一項に規定する傍聴証の交付を受けている者とする。

（委員会室に入ることができない者）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会室に入ることができない。

一 銃器その他に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

二 ビラ、幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

四 酒気を帯びていると認められる者

五 その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすことが明らかであると認められる者

2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第三号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させ、又は確認させることができる。

3 委員長は、前項の質問等を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第七条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

一 静粛にすること。

二 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さないこと。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

四 飲食又は喫煙をしないこと。

五 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

(撮影等の制限)

第八条 傍聴人は、傍聴席において撮影、録画、録音その他これらに類する行為をしようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

(係員の指示)

第九条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年二月十六日議会告示第二号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和八年三月三十一日議会告示第三号)

この告示は、公示の日から施行する。